

医科点数表の解釈

令和6年6月版

Web追補 No.17 (令和7年10月号)

令和7年10月6日作成

- 以下の告示・通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和7年9月18日 保発0918第8号 (令和7年9月19日適用)
 - 令和7年9月25日 医療課事務連絡
 - 令和7年9月29日 厚生労働省告示第261号 (令和7年10月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】
(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)
- ◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
1167			[供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いについて、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和7年9月25日医療課事務連絡)により、令和7年10月以降の取扱いが示されています。当該事務連絡については診療報酬関連情報データベースからご確認ください。]	
1179	◆		Web追補No.6で追加した「令 6.11.29 保発 1129 2」を以下のように改める。	
			高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準 第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定める方法 (令 6.11.29 保発 1129 2) (最終改正; 令 7. 9.18 保発 0918 8) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第3条第1項第4号及び第26条第1項第5号に規定する厚生労働省保険局長が定めるものは、当分の間、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り、次の各号に掲げるものとする。 一・二 (略) 三 患者の提示するスマートフォン(※4)を用いてマイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報(※5) 四 電子証明書(※6)の有効期限後3か月を経過していないマイナ保険証により患者の被保険者資格を確認する方法(※7) ※1～※3 (略) ※4 電子署名電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備利用用電子証明書が記録されているものに限る。 ※5 番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該被保険者の資格に係る情報をいう。 ※6 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。 ※7 保険医療機関等が、患者について、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号(番号利用法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。)に対応する利用者証明利用者符号(同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。)を用いた本人確認を行った上で、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法。	
1243	一	上から8行目	(最終改正; 令和7年2月20日 厚生労働省告示第31号)	(最終改正; 令和7年9月29日 厚生労働省告示第261号)
			[黄色網かけはWeb追補No.9等にて改正済み]	

頁	欄	行	変更前	変更後
1275	◆	「(7) 小児入院医療管理料の注2に規定する加算の施設基準」中、「イ」の「①」を以下のように改める。		
	①	当該病棟に専ら15歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（児童福祉法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下この(7)において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この(7)において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この(7)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下この(7)において「事業実施区域」という。）内にある保険医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が1名以上配置されていること。		
1275	◆	「(7) 小児入院医療管理料の注2に規定する加算の施設基準」中、「ロ」の「①」を以下のように改める。		
	①	当該病棟に専ら15歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が2名以上配置されていること。		

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。